

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 平成30年5月22日

東京都作業部会確認 平成30年6月6日

事業名 テストイベント事業委託について（第四次発注分）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、テストイベント各種計画立案等支援業務及び本大会計画立案等支援業務に関する外部委託。 よって、①パラリンピック競技・選手に深く関わり、かつ②経費の内容が公費負担の対象として適切と考えられ、5/31合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	テストイベントおよび本大会の各種計画立案等は、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施すべき事業であり、執行も一括した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性 テストイベント及び本大会実施にあたっては、本大会計画の把握・精査およびテストイベント向けの会場運営計画・競技運営計画の策定が必須である。 効率性 V2精査額の範囲内であるとともに、競技ごとではなく、会場ごとに束ねる形で一定のクラスター単位で発注しており、計画の重複が生まれない効率的な発注方法である。 納得性 オリパラ固有の業務であるため類似案件は存在しないが、会場ごとに総合評価方式による入札を実施するため、適切な競争原理が働く形での発注額となる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	会場運営計画・競技運営計画は、まさに会場・競技運営の根幹をなすものであり、パラリンピックの競技・選手に深く関わる事業といえ、公費負担の対象として適切といえる。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。